

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年11月9日22児第1300号で行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立人は、配偶者が子ども手当の支給に関し行政不服審査法に基づく不服申立てを行っているとして、この不服申立てに係る書類の開示を請求していることから、本件における異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、この配偶者が異議申立人の主張どおり不服申立てを行っていたとした場合に、実施機関が作成又は取得することとなる、審査請求書、弁明書、反論書及び裁決書である。

実施機関は、本件文書についてはその存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）に基づき本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成22年11月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成22年11月9日付けで本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成22年12月8日付けで、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）本文該当性について

本件文書は、異議申立人本人とその配偶者との間の子に係る子ども手当に

関する内容なので、異議申立人は当事者である。したがって、少なくとも異議申立人との関係では、本件文書を個人情報として非開示とする必要性は認められない。また、配偶者も子ども手当の支給に関する申立てに際して、異議申立人に反論弁明の機会が与えられる可能性を予想しているはずであり、異議申立人が知ることを許容している。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性について

実施機関が配偶者へ送付した本件文書には、異議申立人に係る情報が記載されているが、配偶者がその情報を知ることにより、異議申立人の生命、財産等が害されるおそれがある。

したがって、本件文書は、条例第7条第1項第1号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、開示すべきである。

(3) その他の主張

そもそも県が関係行政機関等に確認・照会をするなどの配慮をしていれば、配偶者に異議申立人に係る情報が通知されることはなかったはずであり、このような文書が再び作成されないよう実施機関と協議を行う必要がある。

個人情報を漏洩するような不適切な行政処分が隠蔽されてはいけない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）本文該当性について

特定の個人が子ども手当の支給に関する申立てをしているか否かの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当する。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書該当性について

特定の個人が子ども手当の支給に関する申立てをしているか否かの情報は条例第7条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）について

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げてなされているので、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に該当する非開示情報を開示することになるため、条例第9条の規定に基づき、本件文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

6 審査会の判断

(1) 本件文書について

ア 子ども手当の概要について

子ども手当は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づき、平成22年度において、日本国内に住所を有し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母に支給される。

また、父母の両方がこれらの要件を満たしている場合は、生計を維持する程度の高い方が受給資格者となると定められている。

子ども手当関係の事務は市町村において行い、受給資格者が居住する市町村長が認定して支給する。

イ 子ども手当の支給に関する申立てについて

市町村長が行った子ども手当の支給に関する処分に対する不服申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づいて行われ、当該処分に不服がある者は、上級庁である都道府県知事に対し審査請求を行う。

ウ 本件文書の内容

本件文書は、異議申立人の配偶者が、行政不服審査法に基づき子ども手当の支給に関する不服申立てを行っていた場合に、実施機関が作成又は取得することとなる審査請求書、弁明書、反論書及び裁決書である。

(2) 条例第7条第1項第1号(個人情報) 本文該当性について

実施機関は、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号(個人情報)に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条(公文書の存否に関する情報)の規定に基づき本件文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否していることから、存否応答拒否の妥当性について、本件文書の存否を答えることの条例第7条第1項1号(個人情報) 該当性を判断する。

ア 基本的な考え方

(7) 条例第9条(公文書の存否に関する情報) について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

(イ) 条例第7条第1項第1号(個人情報) について

条例第7条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号は、公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別すること

はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示しないことができる旨を定めている。

イ 該当性の判断

本件請求は、特定個人の氏名を挙げた上で、本件文書の開示を求めている。したがって、本件請求に係る文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が行政不服審査法に基づき子ども手当の支給に関する不服申立てを行っているか否かという個人情報を開示することとなるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

異議申立人は、「本件文書は、異議申立人本人とその配偶者との間の子に関する子ども手当に関する内容なので、異議申立人は当事者である。したがって、少なくとも異議申立人との関係では、本件文書を個人情報として非開示とする必要性は認められない」等と主張する。

しかし、条例の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、本人から、自己に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるか等の個別事情は開示決定等の判断の際には考慮されないものである。

したがって、異議申立人が主張するように、本件文書について、利害関係を有する当事者であるとしても、条例で原則非開示としている個人情報であることに変わりはなく、そのことは当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性について

異議申立人は、本件文書は、条例第7条第1項第1号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるとの主張を行っているため、この点について判断する。

ア 基本的な考え方

条例第7条第1項第1号ただし書では、同号の個人情報に該当する情報であっても、個人の権利利益よりなおこれに優越する公益があるときには、これを非開示とすべき合理的な理由は認め難いことから、同号の非開示情報から除くこととしており、同号ただし書の規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときには当該情報を開示することを定めている。

イ 該当性の判断

異議申立人は「実施機関が配偶者へ送付した本件文書には、異議申立人に

係る情報が記載されているが、配偶者がその情報を知ることにより、異議申立人の生命、財産等が害されるおそれがある」旨主張しているが、条例第7条第1項第1号ただし書口は、公益上の観点から公にすることが必要な情報について規定したものであるので、当審査会においては、本件は、同号ただし書口の要件に該当しないと判断する。

よって、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定に基づき本件文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件開示請求を行った経緯等や実施機関の対応について種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、実施機関の事務事業上の対応の当否に意見を述べる立場にはない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。